

住 安 第 1 0 5 5 号
令和元年 8 月 29 日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様

静岡県 くらし・環境部
建築住宅局 建築安全推進課長

建築基準法施行細則の一部改正について

日頃より本県の建築行政に御協力いただきましてありがとうございます。

令和元年年 6 月 25 日に建築基準法（以下「法」という。）の一部改正が施行されたこと等に伴い、下記のとおり建築基準法施行細則（以下「細則」という。）の一部を改正する予定のため、事前に御連絡します。

公布後、改めて改正した細則を送付しますが、貴団体会員の皆様へ事前に周知していただきますようお願い致します。

記

1 主な改正内容

- (1) 法改正に伴い、新たに追加された許可・認定申請に係る添付図書を規定
- (2) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定申請書の提出部数の変更
(正本 1 通及び副本 3 通→正本 1 通及び副本 2 通)
- (3) 法改正に伴い、道路の位置の指定申請書添付図書(様式第 16 号)に、道路を管理する者の承諾書を追加

< 注意点 >

- ・ 施行日において既に提出されている申請書に添付されている様式第 16 号については、みなし規定によりそのまま使用できます。また、当面の間、旧様式でも申請することが可能ですが、その際は管理する者の承諾書が別途必要です。
- ・ 道路を管理する者の承諾書を様式第 16 号に定めたことにより、細則第 12 条が適用されるため、道路を管理する者の印鑑登録証明書を添付する必要があります。これは施行日において既に提出されている申請書についても、添付が必要です。(道路の管理者と土地所有者等が同じ印を使用している場合は、既に添付されているため必要ありません。)

2 施行日 令和元年 9 月上旬 予定

担 当 建築安全班 早川
電話番号 054-221-3079